

問13-1 問13で【2受け取ったことがある】を選択した方にお聞きします。実際の支払い状況、および金額を教えてください。

- 1 定期的に受けている 一約 円(年額)(→付問13-2へ)
- 2 とどき受けている 一約 円(年額)(→付問13-2へ)
- 3 一時にまとめて受け取った 一約 円
- 4 以前は受けていたが子どもが成長したので現在は受けていない
- 5 以前は受けていたが支払われなくなったので現在は受けていない
- 6 その他(具体的に)

	該当者数	定期的に受けている	とどき受けている	一時にまとめて受け取った	以前は受けていたが子どもが成長したので現在は受けていない	以前は受けていたが支払われなくなったので現在は受けていない	その他	無回答
総数	271	161	16	8	15	56	14	1
(%)	100%	59%	6%	3%	6%	21%	5%	0%
母子世帯となつてからの期間								
5年未満	114	89	6	1	0	13	5	0
(%)	100%	78%	5%	1%	0%	11%	4%	0%
5~10年未満	81	42	8	2	2	19	7	1
(%)	100%	52%	10%	2%	2%	23%	9%	1%
10年以上	76	30	2	5	13	24	2	0
(%)	100%	39%	3%	7%	17%	32%	3%	0%

χ²=59.5925 自由度=10 p<0.0001

問13-2 問13-1で【1定期的に受けている】または【2とどき受けている】を選択した方にお聞きします。母子世帯として暮らし始めた当初に比べ、その金額・回数は変化しましたか？

- 1 増えた
- 2 減った
- 3 変わらない

	該当者数	増えた	減った	変わらない
総数	178	16	32	130
(%)	100%	9%	18%	73%
母子世帯となつてからの期間				
5年未満	95	10	16	69
(%)	100%	11%	17%	73%
5~10年未満	51	1	11	39
(%)	100%	2%	22%	76%
10年以上	32	5	5	22
(%)	100%	16%	16%	69%

χ²=5.3175 自由度=4 p=0.2562

問14 母子世帯になる前の、あなたの働き方は、次のどれが一番近かったですか。

1. 最初に就職した仕事をずっと続けていた
 2. 転職したが、仕事はだいたい続けていた
 3. 結婚・出産などで退職し、再び働いていた
- } (質問15へ)
4. 結婚・出産などで退職していた
 5. 就業経験はなかった
 6. その他()
- } (質問16へ)

	最初に就職した仕事をずっと続けていた	転職したが、仕事はだいたい続けていた	結婚・出産などで退職し、再び働いていた	結婚・出産などで退職していた	就業経験はなかった	その他	無回答
総数	475	59	77	98	197	21	19
(%)	100%	12%	16%	21%	41%	4%	4%

問15 問14で【1. 2. 3】を選択した方にお聞きします。母子世帯になった時点での勤労状況を教えてください。また、その時点での勤続年数もあわせてお書きください。

- 1 短時間勤務(週勤務時間35時間未満のパートや派遣など)
 - 2 常勤(週勤務時間35時間以上の派遣・臨時など)
 - 3 常勤(正社員・正規職員)
 - 4 自営
- } 勤続年数 年

	短時間勤務(週勤務時間35時間未満のパートや派遣など)	常勤(週勤務時間35時間以上の派遣・臨時など)	常勤(正社員・正規職員)	自営	無回答
該当者数	234	84	44	83	19
(%)	100%	36%	19%	35%	8%

問16 母子世帯になって、児童扶養手当を受けましたか。受けたことがある場合、受けた時期を教えてください。

- 1 現在も児童扶養手当を受けている →受け始めた時期()年から
 2 過去に受けたことがある →受けていた期間()から()年まで
 3 一度も受けたことがない

該当者数	現在も児童扶養手当を受けている	過去に受けたことがある	一度も受けたことがない	無回答
総数	475	307	82	79
(%)	100%	65%	17%	17%
母子	413	307	46	60
		74%	11%	15%
寡婦	54	0	36	18
		0%	67%	33%

1% $\chi^2=134.1138$ 自由度=2 $p<0.0001$

問17 母子世帯になって、生活保護を受けましたか。受けたことがある場合、受けた時期を教えてください。

- 1 現在も生活保護を受けている →受け始めた時期()年から
 2 過去に受けたことがある →受けていた期間()から()年まで
 3 一度も受けたことがない

該当者数	現在も生活保護を受けている	過去に受けたことがある	一度も受けたことがない	無回答
総数	475	27	15	417
(%)	100%	6%	3%	88%
				3%

問18 あなたは現在、収入をとまなう仕事をしていますか。

- 1 していない 2 している(→付問18-1.へ)

総数	していない	している	無回答
総数	475	74	398
(%)	100%	16%	84%
			1%

問18-1 現在の就業形態はどれに当てはまりますか(複数の仕事をしている場合は主な仕事1つについてお答えください)。

1. 短時間勤務(週35時間未満のパート・派遣など)
 2. 常勤A(週35時間以上のパート・派遣・臨時など)
 3. 常勤B(正社員・正規職員)
 4. 自営・内職

該当者数	短時間勤務(週35時間未満のパート・派遣など)	常勤A(週35時間以上のパート・派遣・臨時など)	常勤B(正社員・正規職員)	自営・内職	無回答
総数	398	104	109	148	37
(%)	100%	26%	27%	37%	9%
					0%

問19 過去8年間(1998年～2005年)の、あなた自身のお仕事の変化と収入について、うかがいます。

	総数	雇用形態							年収(平均)		当時の勤続年数(平均)		それ以外の仕事からの年収(平均)	
		短時間	常勤A	常勤B	自営	無職	欠損	回答数	回答数	回答数	回答数			
1998年	475	67	70	121	29	90	98	228.1	311	4.56	282	19.1	122	
	100%	14%	15%	25%	6%	19%	21%							
1999年	475	63	71	125	30	85	101	222.4	324	4.77	287	21.7	128	
	100%	13%	15%	26%	6%	18%	21%							
2000年	475	85	69	118	30	78	95	209.9	343	4.83	298	21.6	142	
	100%	18%	15%	25%	6%	16%	20%							
2001年	475	87	89	114	30	68	87	208.0	357	5.12	304	24.1	146	
	100%	18%	19%	24%	6%	14%	18%							
2002年	475	95	86	126	36	61	71	214.8	380	4.68	322	20.9	150	
	100%	20%	18%	27%	8%	13%	15%							
2003年	475	96	99	128	34	51	67	221.6	396	4.98	331	20.7	153	
	100%	20%	21%	27%	7%	11%	14%							
2004年	475	93	105	130	33	50	64	227.3	398	5.50	333	27.0	163	
	100%	20%	22%	27%	7%	11%	13%							
2005年	475	103	108	130	32	50	52	227.3	417	5.62	345	28.5	171	
	100%	22%	23%	27%	7%	11%	11%							

問20

お宅の家計支出についておうかがいします。各項目について、母子世帯になったころに比べて、現在はどうか。当てはまるもの一つに○をつけてください。

	総数	増えてい る	減ってい る	増えたり 減ったり	変わら ない	なし	無回答	
食費 (%)	475 100%	277 58%	66 14%	73 15%	53 11%		6 1%	
母子世帯となってからの期間		$\chi^2=10.9448$ 自由度=6 (p=0.0901)						
5年未満 (%)	171	89 52%	23 13%	29 17%	28 16%		2 1%	
5~10年未満 (%)	167	105 63%	25 15%	21 13%	15 9%		1 1%	
10年以上 (%)	135	83 61%	18 13%	23 17%	9 7%		2 1%	
住居費 (%)	475 100%	133 28%	69 15%	31 7%	231 49%		11 2%	
母子世帯となってからの期間		$\chi^2=12.3113$ 自由度=6 (p=0.0554)						
5年未満 (%)	171	35 20%	22 13%	11 6%	101 59%		2 1%	
5~10年未満 (%)	167	53 32%	26 16%	11 7%	74 44%		3 2%	
10年以上 (%)	135	45 33%	21 16%	9 7%	55 41%		5 4%	
教育費 (%)	475 100%	351 74%	54 11%	27 6%	34 7%		9 2%	
母子世帯となってからの期間		$\chi^2=56.4957$ 自由度=6 (p<0.0001)						
5年未満 (%)	171	124 73%	8 5%	11 6%	26 15%		2 1%	
5~10年未満 (%)	167	137 82%	13 8%	10 6%	6 4%		1 1%	
10年以上 (%)	135	90 67%	33 24%	6 4%	2 1%		4 3%	
医療費 (%)	475 100%	171 36%	62 13%	92 19%	135 28%		15 3%	
母子世帯となってからの期間		$\chi^2=11.1227$ 自由度=6 (p=0.0847)						
5年未満 (%)	171	52 30%	17 10%	35 20%	60 35%		7 4%	
5~10年未満 (%)	167	60 36%	26 16%	32 19%	45 27%		4 2%	
10年以上 (%)	135	59 44%	19 14%	25 19%	29 21%		3 2%	
貯蓄 (%)	475 100%	78 16%	183 39%	68 14%	38 8%	102 21%	6 1%	
母子世帯となってからの期間		$\chi^2=10.2991$ 自由度=8 (p=0.2447)						
5年未満 (%)	171	24 14%	73 43%	19 11%	16 9%	38 22%	1 1%	
5~10年未満 (%)	167	24 14%	62 37%	28 17%	16 10%	36 22%	1 1%	
10年以上 (%)	135	30 22%	47 35%	21 16%	6 4%	28 21%	3 2%	
借金 (%)	475 100%	70 15%	28 6%	36 8%	31 7%	299 63%	11 2%	
母子世帯となってからの期間		$\chi^2=11.2905$ 自由度=8 (p=0.1858)						
5年未満 (%)	171	19 11%	11 6%	16 9%	12 7%	111 65%	2 1%	
5~10年未満 (%)	167	25 15%	11 7%	7 4%	14 8%	108 65%	2 1%	
10年以上 (%)	134	26 19%	6 4%	13 10%	5 4%	80 60%	4 3%	

秘「母子世帯の生活の変化調査」秘

*** 調査のおわがい ***

- ・ 近年、母子世帯に対する政府の支援は、どんどん変わってきています。とくに、母子世帯を対象とする**児童扶養手当**は再来年度より手当を受給して5年以上たった人・母子世帯になって7年以上たった人を対象に、その額を減らすことが検討されています。はたして、時間がたつと母子世帯の暮らしは楽になるのでしょうか？
- ・ この調査は、母子世帯（と母子世帯であった）方々を対象に、母子世帯になってから現在までの生活状況がどのように変化したかをお聞きし、母子世帯の方々の生活状況が、時間がたつにつれてよくなるのか、そのままなのか、あるいは、悪くなるのか、について、調べるものです。調査の結果は、政府を含め、関係者にひろく配布し、母子世帯の方々に対しての、よりよい支援策を打ち出すための資料にいたします。
- ・ 母子世帯になってから時間がたつにつれて、就職なさったり、離職・転職なさったり、再婚なさったり、さまざまな変化があるかと思えます。また、収入も、増えたり、減ったり、養育費がとぎれたり、貯金が底をついたり、児童扶養手当をもらったり、もらわなくなったり、様々な変化があったかと思えます。
- ・ それらについて、少し立ち入ったこともお聞きしますが、調査の趣旨をご理解いただき、できるだけ正確に、お答えいただけますよう、お願いいたします（過去の源泉徴収票など参考にさせていただきますと、より正確に答えていただけるかと思えます）。
- ・ 回答はすべて統計的に処理し、個人のお名前が出ることは、決して、ありません。
- ・ すべてご回答いただいた方には、薄謝ですが500円の商品券をお送りさせていただきます。お手数ですが、謝礼送付用封筒に謝礼の送付先ご住所、お名前をお書きください。なお、当方にあなた様のお名前と住所は残りません。

【調査票回収締切】

第1次締切 2006年9月11日

最終 締切 2006年9月20日 消印有効

【調査主体】

調査代表者 阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第2室長）

調査協力者 田宮遊子（神戸学院大学 経済学部 講師）

藤原千沙（岩手大学 人文社会科学部 助教授）

なお、本調査は、厚生労働科学研究費補助金の助成を受けて2004年度に開始された「日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究」（主任研究者 阿部彩）の一環として行われるものです。

【お問い合わせ先】 阿部彩（国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第2室長）

住所 : 〒100-001 東京都千代田区内幸町2-2-3

電話番号 : 03-3595-2984 （電話でのお問い合わせ時間 月曜日から金曜日の10時から16時）

FAX : 03-3591-4821

e-mail : ayaabe@ipss.go.jp

フェイスシート

質問1. あなたの、現在の年齢と、お子様の年齢、性別、同居か別居かを教えてください。

あなたの年齢は、 歳

お子様の性別、年齢、同居か別居か

	性別 (当てはまるほうに○)	年齢	同居か別居か (当てはまるほうに○)
第1子	女 ・ 男	— 歳	同居 ・ 別居
第2子	女 ・ 男	— 歳	同居 ・ 別居
第3子	女 ・ 男	— 歳	同居 ・ 別居
第4子	女 ・ 男	— 歳	同居 ・ 別居
第5子	女 ・ 男	— 歳	同居 ・ 別居

質問2. あなたは、現在、あなたのご両親・ごきょうだいなど、お子さん以外の方と同居していますか。あてはまるものに○を付けて下さい。

1 同居している (→付問2-1へ)

2 同居していない (→質問3へ)



付問2-1. 質問2で【1同居している】を選択された方にお聞きします。どなたと同居していますか。またその方は何歳ですか。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1. あなたの親 | (母 _____ 歳) (父 _____ 歳) |
| 2. (元) 夫の親 | (母 _____ 歳) (父 _____ 歳) |
| 3. あなたの兄弟姉妹 | (兄 _____ 歳) (姉 _____ 歳) |
| | (弟 _____ 歳) (妹 _____ 歳) |
| 4. 上記以外 | (具体的に _____ 年齢 _____ 歳) |
| | (具体的に _____ 年齢 _____ 歳) |

質問3. あなたの現在のお住まいは、次のうちどれにあたりますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 あなた自身の持家
- 2 親族の持家
- 3 民間賃貸住宅
- 4 公営住宅
- 5 社宅・会社の寮など
- 6 社会福祉施設 (母子生活支援施設など)
- 7 その他 (具体的に _____)

質問4. あなたが最後に卒業された学校はどちらですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- | | | | |
|---|-----------|---|------------|
| 1 | 中学校 | 4 | 短期大学・高専 |
| 2 | 高等学校 | 5 | 大学・大学院 |
| 3 | 専修学校・各種学校 | 6 | その他（具体的に) |

質問5. あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 よい
- 2 まあよい
- 3 普通
- 4 あまりよくない
- 5 よくない

質問6. あなたは現在の暮らしの状況を、総合的にみてどのように感じていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 苦しい
- 2 やや苦しい
- 3 普通
- 4 ややゆとりがある
- 5 ゆとりがある

質問7. あなたが、母子世帯になったのは、何歳の時ですか。

歳

その後に再婚なさっている方は、再婚した年齢もお書きください。

歳

質問8. あなたが、母子世帯になった理由は何ですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 離別
- 2 別居
- 3 非婚
- 4 死別
- 5 その他（具体的に)

母子世帯になってからの経済状況

質問9. あなたは、母子世帯として暮らし始めた当初（その時と児童扶養手当をもらい始めたときとが大きく異なる場合は、児童扶養手当をもらい始めたとき）と現在とを比べると、経済状況、家計の状況（経済的・家計的なもの）について、どのように感じていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 よくなった →質問10へ
- 2 ややよくなった →質問10へ
- 3 かわらない →質問12へ
- 4 やや苦しくなった →質問11へ
- 5 苦しくなった →質問11へ

質問10. 質問9で【1. よくなった】、【2. ややよくなった】を選択された方にお聞きします。その理由は次のどれにあたりますか。あてはまるもの**すべてに**○をつけてください。

- 1 勤労収入が増えた
- 2 仕事が楽になった
- 3 子どもを保育園や学童保育にいれることができた
- 4 子どもが大きくなって手がかからなくなった
- 5 子どもにかかる費用が下がった
- 6 子ども以外にかかる費用が下がった
- 7 児童扶養手当をもらえるようになった
- 8 生活保護をもらえるようになった
- 9 養育費がもらえるようになった、あるいは金額が増えた
- 10 公営住宅に入居できた
- 11 親などと同居するようになった
- 12 再婚した
- 13 その他（具体的に)

質問11. 質問9で【4. やや苦しくなった】、【5. 苦しくなった】を選択された方にお聞きします。その理由は次のどれにあたりますか。あてはまるもの**すべてに**○をつけてください。

- 1 勤労収入が下がった
- 2 仕事が大変になった
- 3 子どもが大きくなってお金がかかるようになった
- 4 子ども以外にかかる費用が上がった
- 5 児童扶養手当をもらえなくなった、あるいは金額が下がった
- 6 生活保護をもらえなくなった、あるいは金額が下がった
- 7 養育費がとぎれた、あるいは下がった
- 8 公営住宅から出た
- 9 遺族年金をもらえなくなった、あるいは下がった
- 10 貯金や保険金等のたくわえがなくなった
- 11 病気や怪我をした
- 12 親などとの同居をやめた
- 13 その他（具体的に)

質問 12. あなたが母子世帯になった時に、財産分与や慰謝料（離別・別居・非婚の場合）、保険金（死別の場合）を受け取りましたか。受け取っていたら、その金額を教えてください。なお、回答はすべて統計的に処理し、個人のお名前が出ることは、決して、ありません。

・財産分与・慰謝料

現金 1 受け取らなかった
 2 受け取った → 万円

現物（家や家財など） 1 受け取らなかった
 2 受け取った

・保険金

1 受け取らなかった
 2 受け取った → 万円

質問 13. 離別、別居、非婚が理由で母子世帯になられた方にうかがいます。養育費を受け取ったことがありますか。あてはまるものに○をつけてください。

- 1 一度も受け取ったことがない 2 受け取ったことがある（→付問 13-1. へ）

付問 13-1. 質問 13 で【2 受け取ったことがある】を選択した方にお聞きします。実際の支払い状況、および金額を教えてください。

1 定期的に受けている → 円（年額）（→付問 13-2 へ）

2 ときどき受けている → 円（年額）（→付問 13-2 へ）

3 一時にまとめて受け取った → 円

4 以前は受けていたが子どもが成長したので現在は受けていない

5 以前は受けていたが支払われなくなったので現在は受けていない

6 その他（具体的に _____ ）

付問 13-2. 質問 13-1 で【1 定期的に受けている】または【2 ときどき受けている】を選択した方にお聞きます。母子世帯として暮らし始めた当初に比べ、その金額・回数は変化しましたか？

- 1 増えた
- 2 減った
- 3 変わらない

質問 14. 母子世帯になる前の、あなたの働き方は、次のどれに一番近かったですか。

- 1. 最初に就職した仕事をずっと続けていた
 - 2. 転職したが、仕事はだいたい続けていた
 - 3. 結婚・出産などで退職し、再び働いていた
 - 4. 結婚・出産などで退職していた
 - 5. 就業経験はなかった
 - 6. その他 ()
- (質問 15 へ)
- (質問 16 へ)

質問 15. 質問 14 で【1. 2. 3】を選択した方にお聞きます。母子世帯になった時点での勤労状況を教えてください。また、その時点での勤続年数もあわせてお書きください。

- 1 短時間勤務 (週勤務時間 35 時間未満のパートや派遣など)
 - 2 常勤 (週勤務時間 35 時間以上の派遣・臨時など)
 - 3 常勤 (正社員・正規職員)
 - 4 自営
- 勤続年数 年
- その雇用形態で働き始めて

質問 16. 母子世帯になって、児童扶養手当を受けましたか。受けたことがある場合、受けた時期を教えてください。

- 1 現在も児童扶養手当を受けている →受け始めた時期 () 年から
- 2 過去に受けたことがある →受けていた期間 () から () 年まで
- 3 一度も受けたことがない

質問 17. 母子世帯になって、生活保護を受けましたか。受けたことがある場合、受けた時期を教えてください。

- 1 現在も生活保護を受けている →受け始めた時期 () 年から
- 2 過去に受けたことがある →受けていた期間 () から () 年まで
- 3 一度も受けたことがない

質問 18. あなたは現在、収入をとまなう仕事をしていますか。

1 していない

2 している (→付問 18-1. へ)



付問 18-1. 現在の就業形態はどれにあたりますか (複数の仕事をしている場合は主な仕事 1 つについてお答えください)。

1. 短時間勤務 (週 35 時間未満のパート・派遣など)
2. 常勤 A (週 35 時間以上のパート・派遣・臨時など)
3. 常勤 B (正社員・正規職員)
4. 自営・内職

質問 19. 過去8年間（1998年～2005年）の、あなた自身のお仕事の変化と収入について、
うかがいます。わかる範囲で結構ですが、できるだけ正確にご記入ください。

	あなた の年齢	あなたの主なお仕事について			それ以外の仕事をして いた場合
		雇用形態	その仕事からの 年収（勤労収入）	当時の勤続 年数	
1998年	歳	1. 短時間 2. 常勤A 3. 常勤B（正社員） 4. 自営 5. 無職	約 万円	約 年	それ以外の仕事からの 年収 約 万円
1999年	歳	1. 短時間 2. 常勤A 3. 常勤B（正社員） 4. 自営 5. 無職	約 万円	約 年	それ以外の仕事からの 年収 約 万円
2000年	歳	1. 短時間 2. 常勤A 3. 常勤B（正社員） 4. 自営 5. 無職	約 万円	約 年	それ以外の仕事からの 年収 約 万円
2001年	歳	1. 短時間 2. 常勤A 3. 常勤B（正社員） 4. 自営 5. 無職	約 万円	約 年	それ以外の仕事からの 年収 約 万円
2002年	歳	1. 短時間 2. 常勤A 3. 常勤B（正社員） 4. 自営 5. 無職	約 万円	約 年	それ以外の仕事からの 年収 約 万円
2003年	歳	1. 短時間 2. 常勤A 3. 常勤B（正社員） 4. 自営 5. 無職	約 万円	約 年	それ以外の仕事からの 年収 約 万円
2004年	歳	1. 短時間 2. 常勤A 3. 常勤B（正社員） 4. 自営 5. 無職	約 万円	約 年	それ以外の仕事からの 年収 約 万円
2005年	歳	1. 短時間 2. 常勤A 3. 常勤B（正社員） 4. 自営 5. 無職	約 万円	約 年	それ以外の仕事からの 年収 約 万円

注意：

- 勤労収入は、源泉徴収票の「支払金額」です。できれば、お手元の源泉徴収票などを参考にできるだけ正確に書いてください。

質問 20. お宅の家計支出についておうかがいします。各項目について、母子世帯になったころに比べて、現在はどうか。当てはまるもの一つに○をつけてください。

食費	1. 増えている 2. 減っている 3. 増えたり減ったり 4. 変わらない
住居費	1. 増えている 2. 減っている 3. 増えたり減ったり 4. 変わらない
教育費	1. 増えている 2. 減っている 3. 増えたり減ったり 4. 変わらない
医療費	1. 増えている 2. 減っている 3. 増えたり減ったり 4. 変わらない
貯蓄	1. 増えている 2. 減っている 3. 増えたり減ったり 4. 変わらない 5. なし
借金	1. 増えている 2. 減っている 3. 増えたり減ったり 4. 変わらない 5. なし

質問 21. あなたの今後の生活について何か心配ごとはありますか。それについて、自由にお書きください。

質問は以上です。

長時間のご協力をいただき、誠にありがとうございました。

同封されている謝礼送付用封筒にお名前、送付先ご住所をお書きください。

なお、封筒に書かれたお名前とご住所は当方には残りません。

調査報告書をご希望の方は、下記のボックスにチェックをお書きください。

2006年11月以降に送付いたします。

報告書を希望する

【お問い合わせ先】 阿部彩（国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第二室長）

住所 : 〒100-001 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6階

電話番号 : 03-3595-2984 （電話でのお問い合わせ時間 月曜日から金曜日の 10時から 16時）

FAX : 03-3591-4821 e-mail : ayaabe@ipss.go.jp

ホームレス経験者のライフヒストリーにみる社会的排除—包摂— —中間居住施設入所者へのインタビューから—

国立社会保障・人口問題研究所 客員研究員

稲田 七海

I. はじめに

2002年にホームレスの自立支援等に関する特別措置法が制定され4年が経過した。策定から5年目にあたる2007年度には、特別措置法とともに2003年に示されたホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しが予定されている。これにともなう形で、2006年8月には新基本方針の制定に向けた「ホームレス全国実態調査に関する検討会」が発足し、2007年1月には全国調査が実施された。しかし、この度実施されているホームレスの全国調査は、前回実施された2002年度の調査をほぼ踏襲した設計であり、特措法制定以降に展開された施策、支援の実態を明らかにし評価する軸は設けられていない。また、唯一支援の実態を明らかにするものとして実施される自立支援センター退所者調査も、就労可能でありかつ就労の意志のあるもののみを対象が限定されているため、それ以外の高齢ホームレス、ケガ・病気、アルコール中毒や精神障害などの問題を抱えたホームレスの支援の実態が明らかになりにくいといった問題がある。

本研究はこうした問題点を受け、稼働層と非稼働層両者を含めたホームレス自立支援施策の課題を社会的排除—包摂の概念に基づき考察することを目的としている。ホームレス状態にある人々は、「家」がないことにより、その姿を路上や公園などの公共空間に表すことで貧困状態にあることは自明である。しかし、その貧困状態が排除とどのように結びついているかを明らかにするには、多角的な視点で排除にされる過程やメカニズムを明らかにしなければならない。ゆえに、本研究ではホームレス経験者へのライフヒストリーインタビューをとおして、排除—包摂のプロセスの多角性をとらえ、有効なホームレス自立支援施策について考察する。ここでのホームレス経験者とは、現在ホームレスを対象とした自立支援の制度を利用し、中間居住施設を一時的な活動の場としている人々を指す。本研究の構成は、第II章ではホームレス自立支援制度の概要と取り組みを概観し、第III章では大阪市と東京23区における中間居住施設における自立支援の概要を述べる。また、第IV章ではホームレス自立支援プログラムの効果とその主観的評価をライフヒストリーから明らかにする。そして、第V章は、ホームレスの多様性に親和性を持ち、かつ包摂への手がかりになる支援のあり方について考察することを試みる。

II. ホームレス自立支援の展開

本研究は、現在何らかの支援制度を利用しているホームレス経験者にライフヒストリーインタビューを行い、ホームレス状態にあった人々の社会関係からの排除と困窮要因の因果関係につい

て明らかにする。ホームレス状態に至る過程を社会的排除－包摂の概念を適用した場合、排除を失業、包摂を就労とする考え方が一般的であり、それゆえこれまでの支援のあり方も就労の確保を第一に支援が展開されてきた。しかし、ホームレス状態になるプロセスを社会的排除のプロセスとして重ねあわせた場合、排除は単一原因によって生みだされているのではなく、人々のライフコースの中で多様な領域の振りが複合的に絡まり合いながら、それらが原因となり結果となって生みだされていくプロセスとして理解しなければならない（岩田 2006）。ゆえに、本研究では消費や生産といった経済活動以外にも、社会関係に着目することで、社会的排除の複合性がホームレス問題とどのような関連をもつかを明らかにすると考える。研究手法はホームレス経験者への非構造インタビューの形式をとる。ここでは、インタビュー対象者自身によって語られる排除にいたる過程を描出し、これまでのライフコースにおける社会関係からの排除と、その排除が誰によって、どういった関係性のもとに行われているのか、排除を行う主体も明らかにする。

こうしたライフヒストリー分析の手法は、インタビューの対象者である「行為者」がなぜそのような特定の行動をとったのかという因果的説明（桜井 2002）が重要な課題となる。したがって、客観的な出来事や社会構造とそれに対する「行為者」の主観的な見方の相互関係を丁寧に解釈・分析することで、「語り」によって紡ぎ出されるホームレス経験者の社会的排除－包摂の経験に説得性を持たせることができる。

インタビューの際には、①排除へのきっかけ、②包摂へのプロセスの2点を析出するため、仕事・住居・ライフイベントの3つの軸を設け、これらの3つ要素がいかなるライフイベントによって、包摂から排除あるいは排除から包摂へと移行するかを明らかにする。ホームレス自身による「語り」から紡ぎだされる自らの行動とその背景にある要因等を捉えることで、「排除を受けた経験」から支援施策および制度に包摂されるまでのプロセスの複線性を捉えることが可能となる。また、ホームレス経験者の行動と生活困窮要因をめぐる詳細な情報は、わが国における「貧困」と「排除」の概念を相対化する上でも重要な資料となりうる。使用するデータは、15名のホームレス経験者へのインタビューによって得られたものである。なお、調査対象地域は東京23区と大阪市である。これらの対象者が利用する支援施策はいずれの地域も中間居住施設を拠点とした支援を対象としている。

本研究で扱う中間居住施設とは、①救護施設等におけるホームレスの措置入所、②社会福祉事業法第二種無料低額宿泊所、③東京23区における地域生活移行支援事業¹において提供されているいわゆる「3000円アパート」の3つの支援施策である（図1）。

これらの支援は、ホームレス支援の主流であった、就労インセンティブを与えることに特化した支援とは異なり、第一に住宅という安定した生活拠点を提供し、安定的な就業へと結びつける支援の形態である。また、住宅は単なる空間提供の機能に留まらず、住宅に滞在する間の生活支

¹ 2004年より開始。ホームレス数の多いとされている、上野、戸山、新宿中央公園、隅田、代々木を対象として実施。2年間の期限付きの住宅支援（3000円アパート）と就労支援の組み合わせで支援が行われている。現在、事業参加者1190人のうち就労自立は2割、生活保護受給が3割。残り半数は1年の事業延長となっている。

援、技能講習や資格取得などの生業面での支援を行っている。さらには、中間居住施設退所後のアフターフォローを実施している施設も散見されるため、こうした独自の取り組みを実施している施設に関しては、その詳細についても概要を整理して報告する。

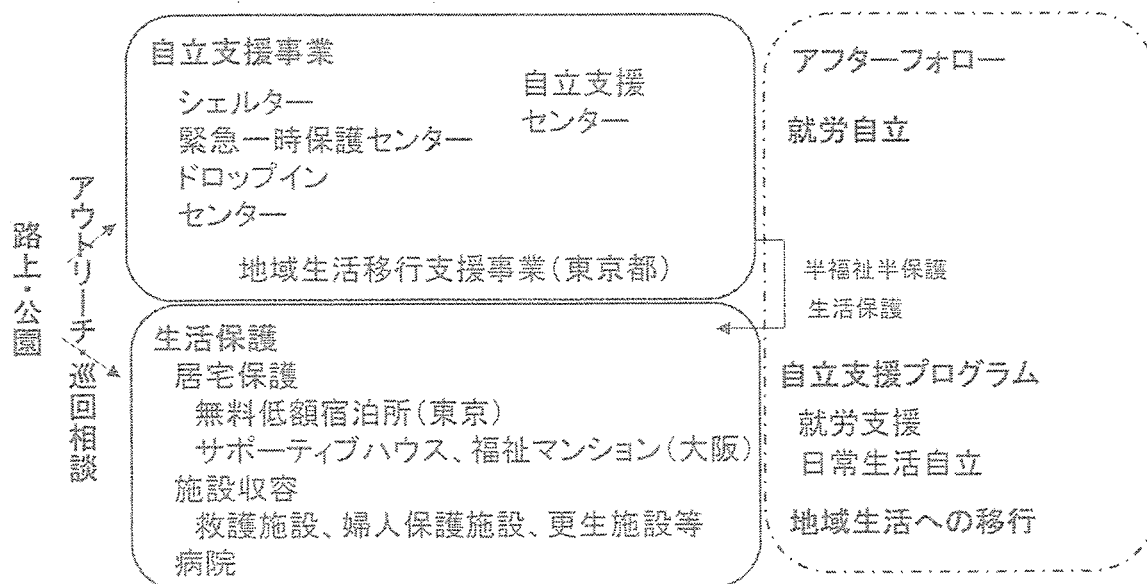


図1 支援制度の概要

Ⅲ. 大都市部におけるホームレス自立支援——中間居住施設を活用した3つの支援形態

現在、ホームレスを対象とした自立支援に関する実施計画を作成している都道府県および市町村のうち、その大部分が政令指定都市や中核市などの人口が集中し都市化が進展している地域で占められている。自立支援事業は各々の自治体において独自の取り組みが展開されているが、その展開はすべての市町村が足並みをそろえているわけではない。各自治体の生活保護世帯への総支給額、自立支援事業への予算配分といった保護行政における財政的な問題のみならず、生活保護制度の運用の差異や、地域の産業構造とホームレスとなった人々の前職との関係性、さらには行政とのパートナーシップを持てるホームレス支援を専門とする民間支援団体、NPO等の地域資源の有無など、地域性が強く反映されたものとなっている。なかでも、東京都や大阪府などのホームレスが多数確認される都市では、支援施策の歴史が長いだけでなく、問題の緊急性から公的にも私的にもあらゆる支援が転換されてきた点で先駆性を持つ。以下からは、東京23区と大阪市におけるホームレス支援の実態について明らかにしていく。

1) 東京都における支援施策—就労支援から Housing First の取り組みへ

東京23区においては、1990年代中頃からホームレス問題が深刻化し、ホームレスの実態把握とともに、有効な支援および対策のあり方について具体的な取り組みが開始された。そこで開始

された支援は、就労をとおして社会復帰を目指す就労自立を中心とした形態の支援が主軸となっていた。2001年に、自立支援センターが設置され、就労意欲があるホームレスの人々を対象にした支援施策が開始された。ここでは、入所者の約半数が就労自立に結びついた実績を持つが、自立支援センターの求職システムが雇用市場の動向にそぐわないことや、就職先を見つけることができたとしても非正規雇用や短期間の契約での雇用が多いという問題点が指摘されてきた。つまりセンター入所者が就労による自立を果たしたとしても、その多くが不安定な雇用形態での就労となれば、再びホームレスに差し戻される可能性が強い。こうした層は、路上と施設と居宅の間を見え隠れしながら往還する層として固定化しつつある。また、東京における自立支援センターを核とした支援の形態は、就労への意欲が高いホームレスに関しては有効活用される支援を提供できるものの、そうでない者への処遇は十分ではない。したがって、野宿期間が長いものや支援そのものも拒否するもの、さらには、精神疾患などによりコミュニケーション能力が十分でないものなど、就労を目標とした支援に親和性を持たないタイプのホームレスは、おのずと支援制度の枠組みからも排除されてしまう。

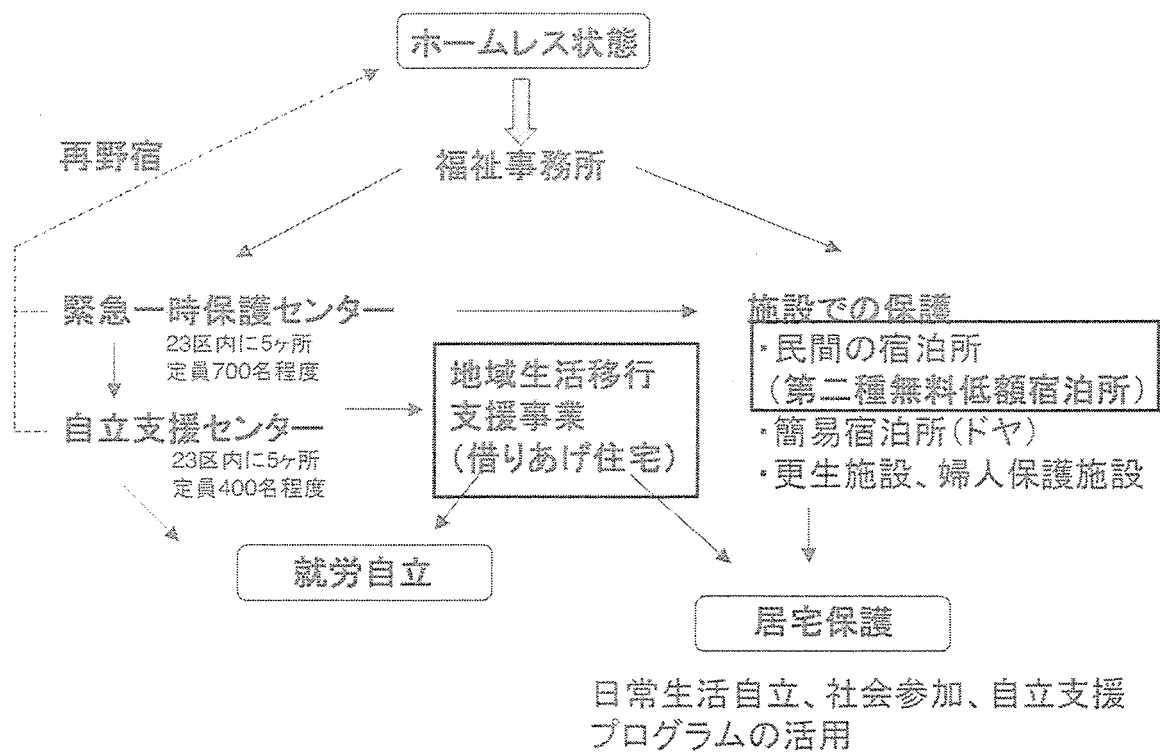


図2 東京特別区における支援のスキーム

そこで、こうしたタイプのホームレスへの対応するために自立支援事業とは別に展開された施策が、地域生活移行支援事業である。この事業は2004年から実施され、都内の5つの公園で生活するホームレスを対象に、2年間の期限とした住宅の確保と生活支援が行われ、その期間内に、仕事を探し自立を目指すという支援システムが構築されている。現在は、利用者1190人のうち

就労自立は2割、生活保護受給が3割。残り半数は1年だけの事業延長となっており、この期限が切れるのちの支援の方向性に注目が集まっている。

また、これらの都における支援事業以外に、生活保護制度を活用した第二種社会福祉事業による無料低額宿泊所で短期的な住宅保障を行う居住空間提供型の支援も実施されている。東京都によると、1998年までは20箇所前後しか無かった宿泊所は、1999年頃から増加し始め、ピークの2003年には180箇所と急激に増加している。しかし、2006年現在167箇所ある宿泊所のなかで、女性、要介護者、要支援者等の特定の対象者に対し支援サービスを実施している特定機能タイプの割合は16.2%と低い。さらに、劣悪な居住環境のものや食費や施設利用費として保護費の大部分を徴収するといった、自立を支援する方向性にそぐわない宿泊所の存在が問題となっている。だが、2005年に、宿泊所運営にかんするガイドライン²が設置され、こうした問題点も解消される方向に進みつつある。

2) 大阪市における支援施策－あいりん体制と野宿生活者支援

大阪市は日本最大の寄せ場であるあいりん地区（釜ヶ崎）があり、数万人の日雇労働者を有している。近年の構造不況による建設・土木業の不振によって、日雇労働者が長期的な失業状態に陥り、結果として多くの日雇労働者がホームレス状態へと移行した。また、不安定就業層や一般の労働市場から排除された層を多数引き付けてきた寄せ場としての機能は脆弱化し、あいりん地区における日雇労働力の再生産の機能はホームレス化した日雇労働者への支援へと転換していった。このため、大阪におけるホームレス問題は、あいりん地区に端を発するものという認識が強くなり、あいりん地区においてはあいりん対策の延長線上にホームレス支援が付加されることとなり、それ以外の要因によるものと分けて対策が講じられるようになった。（図3）

あいりん地区におけるホームレス支援は、就労支援は国からの緊急地域雇用創出交付金や大阪府・市が行う就労機会提供事業によって行われ、夜間の寝場所を提供するものとしてあいりん緊急臨時夜間避難所（シェルター）が設置された。また、医療面に関しては、市のケアセンター（三徳寮）や社会福祉法人大阪社会医療センターでの医療ケアが行われている。しかしながら、これらの通過型の支援では、安定的な収入と住まいを確保するのに十分なものとは言えない。こうした公的な支援を補完するものとして、あいりん地区内で簡易宿泊所を営む事業者によって、ホームレス支援のための中間居住型住宅（サポータティブハウス）が展開され、そこに住所を設定し、生活保護を受給しながら自立を目指す支援の形態が定着し始めた³。さらに、あいりん対策の枠組みの中での支援の一つとして、あいりん地区近くの救護施設I寮がホームレスの緊急受入事業を行っている。

全国救護施設協議会の調査によると、全国に225ある救護施設のうち、58.7%にあたる132の施設が現在ホームレスを受け入れているという。一方で、受入の経験のない施設は26.2%となっ

² 2004年1月に「住宅扶助費認定基準」が設置され、被保護者の利用に関して住宅扶助基準の見直しが行われた。http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/press_reles/2003/pr0311c3.htm

³ サポータティブハウスの展開に関しては、拙稿（2005）に詳しいのでそちらを参照されたい。

ている。受入経験が無い理由として、59.3%施設の周辺地域にホームレスがおらず、福祉事務所からの依頼が無いと解答している。こうした結果から、あいりん地区を間近に控えるI寮においては、近隣地域における問題としてホームレスや日雇労働者等の生活困窮に対応する要請が強かったことは想像に難くない。そのため、I寮では2002年における女性緊急一時事業と単泊事業の開始を機に生活困窮者の受入を開始し、さらに2003年にはI寮の独自事業として大阪城一時避難所を経由したホームレスの受入を開始した。また、同時期に施設退所者へのアフターフォローとして通所事業が開始され、ホームレスの受入のみならず、出口の問題もあわせて支援できるような仕組みが作られた。

このように、あいりん地区におけるホームレス支援は、生活保護制度と中間居住型の施設や住宅を組み合わせた支援の形態が主流化し、生活保護受給が認められない稼働層は、自立支援センターに入所するもしくは、路上での生活のまま都市雑業にたずさわりながら現状を維持している状態である。

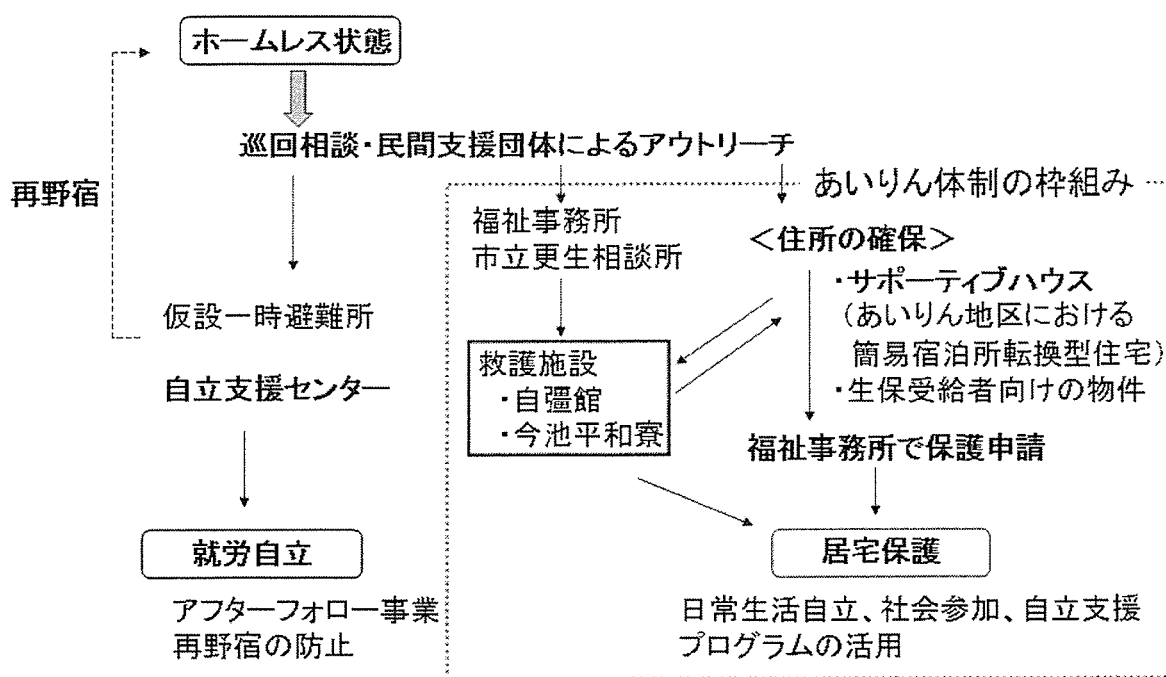


図3 大阪市における支援のスキーム

以上、東京都と大阪市における中間居住型施設を活用したホームレス支援の概要について述べてきたが、次章では、ホームレス経験があり、現在支援施策の網にかかり、支援サービスを利用して人々へのインタビューデータから、ホームレスの排除から包摂へのプロセスについて分析を試みる。本研究では、宿泊所を運営する東京都の2つのNPOと大阪市の救護施設に調査への協力を依頼し、宿泊所の運営者および利用者双方にインタビューをおこなった。加えて、中間

居住型施設における支援の実態と支援する側／される側にみられる相互作用から、支援の効果について検討する。

IV. ホームレス経験者のライフヒストリー分析－排除から包摂への経験

本研究で対象とする中間居住型の施設は、①救護施設等の既存の社会福祉施設のホームレス対策による一時的な利用、②社会福祉事業法第二種無料低額宿泊所、③東京 23 区における地域生活移行支援事業において提供されているいわゆる「3000 円アパート」の 3 つの支援施策の概要とそれぞれの支援サービスの利用者へのインタビューデータをもとに、

① 生活の困窮と社会的排除との関わり

② 排除から包摂への手がかり

について分析し、ホームレスを経験した人々の排除までのプロセスを明らかにするとともに、中間居住施設を含む支援施策をめぐる資源が、ホームレスの人々の自立と社会的包摂にどのように寄与しているかを明らかにする。

なお、15 名のインタビュー協力者の内訳は、男性 12 名、女性 3 名となっており、このうち 2 組は夫婦世帯である。ただし、ここで分析の対象となるのは、6 ケースのインタビューである。インタビューの分析に入る前に、まず対象者 6 名のライフヒストリーカレンダー（資料参照）を提示し、これまでの仕事、住宅、ライフイベントを時系列的に図示したのから排除から包摂へのプロセスを把握する。次に、それぞれの排除の形態に対し支援施策に包摂するまでのプロセスと、施策ごとの自立支援の方向性についても検討する。

事例 1 A さん夫婦世帯（夫 60 歳、妻 38 歳、子 5 歳）

夫は大分県の中学を卒業後、大阪市の淡路で大工の丁稚に入る。その後、型枠職人や鉄筋工などの仕事につき、1975 年ごろから度々あいりん地区で仕事を探すようになる。妻は中学卒業後、冷凍職品の工場に就職したものの、25 歳の頃に実母が亡くなる。しかし、死後直後に実父が再婚したが、すぐに再婚してしまったショックと、結婚相手との折り合いが悪く、家出を繰り返すようになる。1993 年頃、妻の家出中に大阪駅周辺で夫と出会う。程なく内縁関係になり、あいりん地区の簡易宿泊所で生活を開始する。その当時、夫はあいりん地区で手配師の仕事をしていたが、1997 年ごろから日雇い労働力の需要の低下とともに手配師の仕事も減少し、ついには宿代が支払えなくなる。夫婦で路上での生活を余儀なくされ、浪速区、西成区などを転々としながらダンボールや空き缶集めを生業としながら 3 年ほど過ごす。「はじめて野宿するときは恥ずかしかった。昼間は普通にただ歩いてるだけだから他の人と変わりはないけど、夕方が近づいたら下に敷くための段ボールを探さなきゃいけない。夫は、西成が長いから、野宿するのは慣れた、って言うんですけど、私にとっては、ダンボールを抱えながら寝場所を探していて、人にどう見られているのか、すごく恥ずかしかった。すごく寒かったし。」

ところが、2001年ごろに体の不調を訴えた妻が救急車で病院に運ばれたところ妊娠が分かり、ここで初めてホームレス支援の手にかかる。妻はそのまま産婦人科に入院し、夫はあいりん地区内のケアセンターに入所し、仕事を探し始める。しかし、夫は傷害事件を起こし3ヶ月間神戸刑務所にて服役する。夫の服役中に子どもが誕生し、妻と子どもは病院を退院する。その後、妻は救護施設へ入所し、子どもは乳児院へ預けられる。出所した夫は、救護施設職員の取り計らいによりあいりん地区における簡易宿泊所短期宿泊援助制度⁴を利用しながら、求職活動を行う。妻は1年間救護施設に入所した後に、障害年金と居宅保護を受けながらアパートに転居し、その半年後に仕事を見つけた夫との同居を開始する。さらにその1年後に乳児院から子どもを引き取り、親子三人での生活を開始する。夫は、ホテルの清掃の仕事についているが、年齢的なことと、軽い知的障害のある妻に代わり家事や子育てを行わなくてはならないため、生活保護の申請を考えている。地域での生活へ移行する際の支援は、主に救護施設の通所事業（アフターフォロー事業）を利用しながら、子育てと仕事に奔走している。

事例2 Bさん（男性 40才代 飲食業、結婚式場）

父親の仕事の関係で中国地方や四国を転々として過ごす。高知の商業高校を卒業後、父の始めた食堂で厨房作業の手伝いをする。しかし、父親が店の運転資金を作るために借金を重ねたことから、借金取りが毎日店に訪れるようになり、次第に店への客足も途絶える。結局、店は閉店し、父親の借金を返済するために外に働きに出る。これまでの厨房での経験を活かして主にスナックなどの飲食店を転々としながら借金を返済する。この頃、ちょうどバブル期前で次第に景気がよくなりだしていた頃だったので、夜の街にはどんどんお金が落ちていったという。「スナックでの仕事は、厨房、ウェイター、パーティの仕切り、何でもやって、給料以外にもチップをたくさんもらえて、借金は順調に返済できた。」しかし、バブルが崩壊して店の売り上げは落ち、パトロンも姿を消す。しかし、幸いにしてこの頃に借金の返済がある程度落ち着いてきて、夜の仕事はやめて昼の仕事に移るために仕事を探し始める。そうした折、父親の知人の紹介で、大手の結婚式場に転職する。結婚式場では、スナックでの経験が活かした。当初は秘書としての採用だったが、自分の助言やアイデアが上の人間に認められ、結婚式の企画・プロデュースを任されるようになった。しかし、式場に勤めだして2年経った頃に、経営のトップが代わり自分の置かれている状況が少しずつ変化してきた。転職して2年間で、単なる内勤の職から式場の副支配人にならぶ待遇まで上り詰めたが、以前の経営者のように、お仕えしようと思えるような尊敬できる人物ではなかったので、だんだん仕事への意欲が無くなってしまった。「私よりもね、若い人たちを安い給料で大勢雇うようになったんですね。それと、前の経営者の色を無くしたかったんでしょう。い

⁴ この制度は、緊急の野宿生活者対策として簡易宿泊所1日10室程度無料で提供する制度である。大阪市の簡易宿泊所生活衛生共同組合による社会貢献策である。簡易宿泊所の部屋が提供されるため、プライバシーを守り居住性を重視することで、体力と精神の安定をはかり、就労復帰までのサポートを行う。